

有害な土砂による埋立て等の禁止

「残土条例」10月1日から施行

県内では、都市化の進行に伴って、公共事業や民間工事による多くの建設残土が発生しています。

また、首都に隣接し、平坦で丘陵地が多いという特性や道路網の整備もあって、多くの建設残土が県外からも搬入されています。

こうした大量の残土が県内で処分される中で、不適正な埋立て等によりさまざまな問題が起きており、特に次のことが深刻な問題となっています。

●有害物質が埋立て残土に混入され、土壌を汚染し、地下水汚染を引き起こすおそれがある。

●残土のたい積・盛土の状態によって、土砂崩れ、流出等の災害を引き起こす危険性がある。

このようなことから、町では、埋立て等の事業面積が500㎡以上3000㎡未満のものについて、土砂の埋立

て・盛土・たい積による土壌汚染や、土砂崩れなどの災害を未然に防止するため、「残土条例」を制定し、10月1日から施行することとしました。

埋立て等に使用する土砂の地質について、有害物質ごとの安全基準を設け、基準を満たさない土砂による埋立て等はできません。

不適正な埋立て等のチェック

500㎡以上3000㎡未満の埋立て等の事業を行うには、町長の許可が必要です。(3000㎡以上は、県知事の許可が必要)

違反者は、最高1年以下の懲役または百万円以下の罰金となります。

埋立て等を行う事業者には、次のことを義務付け、安全をチェックします。

◆埋立て等に使用する土砂の地質検査

◆土砂が場外に流出しないような現場構造をとること

◆事業区域について、定期的に地質検査、排水検査を行い、町に報告すること

◆事業完了時に町の確認を受けること

許可のいらない事業

次の場合は、許可がいりません。

◇公共的団体が行う事業

◇採石法・砂利採取法・千葉県土採取条例等に基づき許可された採取場から採取した土砂等を販売するため、一時的にたい積する事業

◇雨水を排除するため、住んでいる土地に盛土する事業

◇耕作のため、農地に自ら客土する事業

◇国や地方公共団体の補助を受けて行う事業

◇町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

◇町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

◇町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

◇町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

◇町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

◇町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

◇町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

◇町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

◇町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

◇町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

◇町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

◇町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

◇町長が許可が必要ないものと特に認めた事業

ダイオキシン類の測定結果

ダイオキシン類とは、塩素と酸素を含む有機化学物質の一種で、似たような構造をもつ210種類の科学物質の総称です。青酸カリよりも強い毒性をもつことがわかっており、発がん性や環境ホルモンとしての作用も報告されています。

又、人体への摂取経路が多様であり、影響も多方面にわたることから、県ではこの汚染状況を把握するため、毎年、県内での大気中、公共用水域の水質、底質、地下水、土壌中のダイオキシン類濃度を測定しています。

町内及び付近における平成12年度の測定結果

区分	調査地点	測定及び採取期日	測定値	環境基準
大気	横芝町横芝(横芝小)	四季4回測定	0.15pg-TEQ/㎡	0.6pg-TEQ/㎡以下(年間平均値)
水質	栗山川(木戸橋)	平成12年10月16日採取	0.18pg-TEQ/ℓ	1pg-TEQ/ℓ以下(年間平均値)
	高谷川(与平橋)	〃	0.22pg-TEQ/ℓ	
	太平洋(栗山川河口先)	平成12年8月22日採取	0.18pg-TEQ/ℓ	
底質	栗山川(木戸橋)	平成12年10月16日採取	0.30pg-TEQ/g	まだ、定められていません。
	高谷川(与平橋)	〃	0.79pg-TEQ/g	
	太平洋(栗山川河口先)	平成12年8月22日採取	0.096pg-TEQ/g	
地下水	横芝町横芝(役場付近)	平成12年9月7日採取	0.11pg-TEQ/ℓ	1pg-TEQ/ℓ以下(年間平均値)
土壌	今回は調査がありませんでした。			1000pg-TEQ/g以下

(参考) pg(ピコグラム)とは1兆分の1グラムを表す単位。1pg-TEQ/㎡とは大気1立方メートル中に換算して1兆分の1グラムのダイオキシン類が含まれていることであり、千葉県全土(51万ヘクタール)の上空おおむね200mまでの大気のなかで1グラムのダイオキシンが含まれている状態に相当します。